

ひとり親家庭等児童育成手当制度が始まりました!

4月1日から「ひとり親家庭等児童育成手当制度」が始まりました。
この手当はひとり親家庭等の児童の健やかな成長を願って支給されるものです。



※手当を受けるには手続きが必要です。

手当を受けることができる方

- 甲賀市に引き続き1年以上お住まいの(住民登録がある)方で、15歳になって最初の3月31日まで(中学3年生まで)のひとり親家庭等(母子・父子・両親のいない家庭)の児童を監護している方。

※所得制限(所得制限限度額表)により受けられない場合があります。

手続きの期間

**4月1日(金)から4月28日(木)
17:15まで**

(ただし、土・日・祝日をのぞく)

※郵送の場合は4月28日(木)必着

(児童福祉課に到着した日が受付日となります。)

手続きの場所

各支所総合窓口課

※郵送でも手続きができます

●郵送の場合の宛先

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 児童福祉課

支給開始月

期間内に手続きをされた場合は、17年4月分からの手当が支給されます。

※期間を過ぎた場合は、手続きをした日の翌月分からの手当の支給になります。

手続きの方法

必要書類等

- ひとり親家庭等児童育成手当認定請求書
- 印鑑・郵便局以外の金融機関の請求者本人名義の口座がわかるもの
- 児童扶養手当を受けている方は児童扶養手当証書の写し又は担当地域の民生委員児童委員の証明
- 遺族年金等を受けている方は年金証書の写し又は担当地域の民生委員児童委員の証明
- ③・④以外の方は担当地域の民生委員児童委員の証明

※その他、必要に応じて書類の提出をしていただく場合があります。

手当月額

対象児童……1人目 4,000円
2人目以降は2,000円の加算

(例)

対象児童の数	手当月額
1人	4,000円
2人	6,000円
3人	8,000円

※一人当たり4,000円ではないのでご注意ください。

支給時期

毎年9月、3月にそれぞれの月分までが支給されます。

所得制限

請求者本人及び生計を同じくする扶養義務者の前年所得(1月～7月分については前々年の所得)が対象になります。

【所得制限限度額表】

(参考:児童扶養手当の一部制限の所得制限額と同額です)

扶養親族等の数	ひとり親家庭等における父又は母(円)	扶養義務者・両親のいない児童の保護者(円)
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000

問い合わせ先 児童福祉課 児童福祉係 ☎ 65-0705 FAX 63-4085